

# エイジフレンドリーシティ 行動計画

=目次=

## 第1章 行動計画の趣旨等

- 1 行動計画の趣旨
- 2 行動計画の期間

## 第2章 高齢者をめぐる現状と推計

- 1 高齢者人口の動向
- 2 要介護認定者の動向

## 第3章 計画の基本的方針に基づく取組み

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 手段目標

## 第4章 トピックに基づく分野別の取組み

- 1 屋外スペースと建物
- 2 交通機関
- 3 住居
- 4 社会参加
- 5 尊厳と社会的包摂
- 6 住民参加と雇用
- 7 コミュニケーションと情報
- 8 地域社会の支援と保健サービス

湯河原町

## 第1章 行動計画の趣旨等

### 1 行動計画の趣旨

わが国においては、平均寿命の延伸により、65歳以上の高齢者人口は年々増加する一方、少子化が進むことで、世界に例のない速さで高齢化が進行しています。2025年には、いわゆる「団塊の世代」の方々が75歳以上となり、高齢化はさらに進展することが見込まれ、寝たきりや認知症などにより介護を必要とする高齢者は増加していくものと見込まれています。

このような状況を踏まえ、可能な限り住み慣れた地域において、安心した日常生活を可能とするため、あらゆるニーズに応じた介護、予防、医療、生活支援、住まいのサービスが切れ目なく、一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化や、医療・介護連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進するため、本計画を策定し、『湯河原町新総合計画』及び『湯河原町高齢者生きがいプラン』との一体的な取組みに努めてまいります。

### 2 行動計画の期間

本計画の期間は、2019年4月から2021年3月までの2か年とし、以降、『湯河原町高齢者生きがいプラン』の改定に併せて、3か年ごとの見直しを実施します。

## 第2章 高齢者をめぐる現状と推計

### 1 高齢者人口の動向

本町における総人口は減少傾向にある一方で、高齢者人口は増加の一途をたどっており、2020年度には10,018人(高齢化率40.5%)となる見込みです。

年齢階層別では、前期高齢者(65-74歳)が平成27年度をピークに減少傾向に転じていますが、後期高齢者(75歳以上)は増加傾向を継続する見込みであり、今後一層、要介護認定者の増加が見込まれます。

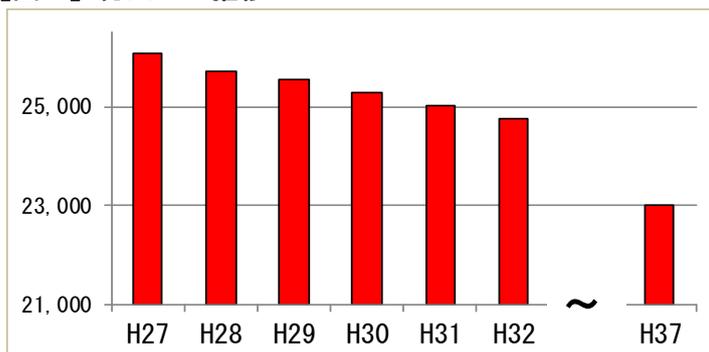
ただし、2025年度に向けての高齢者人口は、前期高齢者の減少等に伴い減少傾向に転じるものと見込んでいます。

(単位：人)

	(実績値)			(推計値)			(推計値)
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2025年
総人口	26,086	25,718	25,537	25,275	25,015	24,755	22,988
高齢者人口	9,643	9,793	9,912	9,946	9,984	10,018	9,748
65-74歳	5,067	4,975	4,904	4,782	4,666	4,549	3,358
75歳以上	4,576	4,818	5,008	5,164	5,318	5,469	6,390
高齢化率	37.0%	38.1%	38.8%	39.4%	39.9%	40.5%	42.4%
40-64歳人口	8,737	8,541	8,478	8,256	8,115	7,972	7,201

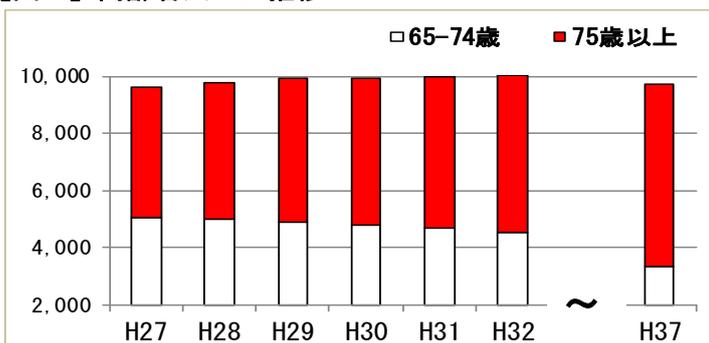
※各年度10月1日を基準日とする。

【図1】総人口の推移



◆総人口は、減少傾向にある。

【図2】高齢者人口の推移



◆75歳以上は、増加傾向にある。  
 ◆65-74歳は、減少傾向にある。  
 ◆高齢者人口全体では、増加傾向にあるが、H37に向けては減少に転じると予測する。

## 2 要介護認定者の動向

高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者数も増加する見込みであり、2020年度には1,609人、2025年度には1,805人となる見込みです。

推計に当たっては、これまでの「65-74歳」、「75歳以上」、「40-64歳」の各年齢人口に対する要介護認定者の割合を参考に、地域支援事業の見直し等の影響も踏まえ推計しています。

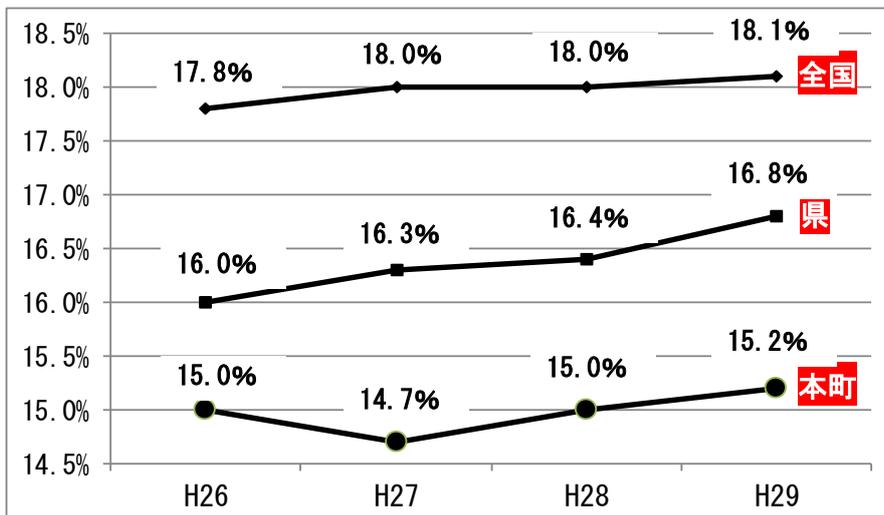
### 【要介護度別推計】

(単位：人)

	(実績値)			(推計値)			(推計値)
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2025年
第1号被保険者数	9,540	9,696	9,796	9,851	9,885	9,915	9,638
要介護認定者 (認定率)	1,402 (14.7%)	1,454 (15.0%)	1,489 (15.2%)	1,539 (15.6%)	1,575 (15.9%)	1,609 (16.2%)	1,805 (18.7%)
要支援1	191	188	191	199	189	177	128
要支援2	158	164	157	172	181	185	220
(小計)	349	352	348	371	370	362	348
要介護1	333	387	392	396	408	419	480
要介護2	261	253	271	277	285	296	341
要介護3	199	214	219	223	230	238	280
要介護4	175	169	172	183	189	196	233
要介護5	85	79	87	89	93	98	123
(小計)	1,053	1,102	1,141	1,168	1,205	1,247	1,457

※第1号被保険者数とは、高齢者人口から住所地特例者を勘案した数値です。

【図3】要介護認定率の推移等



◆本町の認定率は、全国・県平均と比べ、低い率で推移している状況にある。

## 第3章 計画の基本的方針に基づく取組み

本計画においては、『ゆがわら 2011 プラン（湯河原町新総合計画）』、『湯河原町高齢者生きがいプラン（湯河原町第7期介護保険事業計画）』における基本的方針と一体的なものとして、本町が迎える超高齢社会に対応した取組みを推進していきます。

併せて、世界保健機関（WHO）が提案するエイジフレンドリーシティの8つのトピック（「(1) 屋外スペースと建物」、「(2) 交通機関」、「(3) 住居」、「(4) 社会参加」、「(5) 尊敬と社会的包摂」、「(6) 市民参加と雇用」、「(7) コミュニケーションと情報」、「(8) 地域社会の支援と保健サービス」）に基づいた取組みを実施・検討していきます。

### =基本的方針=

#### ●まちづくりの基本目標（ゆがわら 2011 プラン）

**将来像** 『湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち 湯河原』

**基本目標（保健・福祉）** ともに支えあい笑顔で暮らせるまちづくり

町民一人ひとりが健やかに暮らすための健康づくりと、互いに助け合い支え合う地域ぐるみの福祉を推進し、だれもが笑顔で暮らせるまちづくりを勧めます。



#### ●個別目標（湯河原町高齢者生きがいプラン）

**基本理念** 『高齢者が安心と生きがいを実感できるまちづくり』

**基本目標** 『超高齢社会の実情に即した高齢者の自立支援』

- 手段目標**
- (1) 『利用者の立場に立った介護保険サービスの推進』
  - (2) 『高齢者を地域全体で支える仕組みづくり』
  - (3) 『健康づくりと介護予防の推進』
  - (4) 『地域の実情に応じたサービスの推進』

## 1 基本理念

### 『高齢者が安心と生きがいを実感できるまちづくり』

急激な高齢化に加えて、2025年には、いわゆる「団塊の世代」の方々が75歳に到達することから、多くの方が高齢社会に対して、漠然とした不安を抱えていると思います。

こうした町民の方の不安を少しでも解消できるよう、本町の基本理念を、『高齢者が安心と生きがいを実感できるまちづくり』とします。

## 2 基本目標

### 『超高齢社会の実情に即した高齢者の自立支援』

高齢者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるような体制づくりを積極的に推進していく必要があります。

本町の高齢化率は、全国や県の平均値と比較しても常に高く、その数値は21%以上と「超高齢社会」に入っていることから、基本目標を『超高齢社会の実情に即した高齢者の自立支援』とします。

## 3 手段目標

基本目標を達成するため、利用者・地域社会・介護予防・介護サービスの4つの側面から、次の手段目標を設定します。

### (1) 利用者の立場に立った介護保険サービスの推進

介護サービスの供給量の確保を図るとともに、サービス事業者に対する実地指導や研修会等を通じての介護サービスの質の向上を推進します。

### (2) 高齢者を地域全体で支える仕組みづくり

地域包括支援センターの機能強化と安定した運営を図るとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくりを推進します。

### (3) 健康づくりと介護予防の推進

健康を保ち、できるだけ介護を必要としない生活が維持できるよう、効果的な保健事業・介護予防事業を推進します。

### (4) 地域の実情に応じたサービスの推進

地域の実情に応じた福祉サービスの推進に努めるとともに、サービスをより身近に感じ利用しやすくなるよう推進します。

## 第4章 トピックに基づく分野別の取組み

本町では、超高齢社会に対応した取組みを進める上での基本理念を踏まえ、2019年から2021年3月の期間において、エイジフレンドリーシティの8つのトピックに基づく、次の取組みを推進していきます。

### 1 屋外スペースと建物

安全・安心で快適な生活が実現できるよう、交通安全意識の高揚と交通安全施設の充実を図ります。

また、犯罪に対する注意喚起を促し、防犯意識の向上を図るとともに、警察や防犯組織などと連携した地域ぐるみの安全・安心なまちづくりを推進します。

#### (1) 交通安全対策の充実

高齢者などの安全確保のため、横断歩道の設置等を関係機関と協議し、ユニバーサルデザインに配慮した交通安全施設の整備に努めるとともに、組織的・体系的な教育や学習会の充実を図ります。特に、高齢者の交通事故の原因となっている道路の横断など、交通ルールやマナーを重点的に指導し、事故等の減少に努めます。

#### (2) 防犯体制の充実

地域や関係機関と緊密に連携し、あいさつ運動やキャンペーンの実施等により、防犯意識の高揚を図るとともに、地域が犯罪を監視して、犯罪を起こさせない犯罪に強いまちづくりを推進します。

また、防犯パトロールや犯罪防止等に対して有効性の高い、防犯カメラの設置を推進するなど、犯罪が発生しにくい環境の整備を推進します。

### 2 交通機関

道路網によって構成される交通ネットワークの利便性を高めるとともに、身近な生活空間において円滑で安全な移動を確保する道路整備を目指します。

また、コミュニティバスの運行については、利用者の利便性の向上を図るための対策を講じるとともに、町内の交通不便地域対策についても検討していきます。

#### (1) 道路・交通体系の整備

関係機関と連携し、交通状況の計画的な改善に向けた検討を行います。

#### (2) 公共交通網の充実

コミュニティバスの利便性の向上を図るため、運行の路線や時間などについて関係機関と協議し、検討していきます。

### 3 住居

高齢者の住まいにおいては、持ち家や賃貸住宅に加えて、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向けの住まいが、ニーズに応じて適切に供給される環境を確保するとともに、安心して生活することができるよう、関係機関と連携して促進していきます。

#### (1) 多様な住まいの確保

高齢者が安全で安心して住むことができる高齢者向け住宅の整備を促進します。

#### (2) 施設サービス等の質の向上

神奈川県と連携を図りながら、施設サービス事業者等に対する定期的な指導等を合同で実施することにより、質の向上を図るとともに、より充実したサービスが提供されるよう供給体制の維持・向上を図ります。

また、高齢者向け住宅のうち、老人福祉法上の届出がない施設において早期に届出等がされるよう、神奈川県と連携を図りながら、必要な指導・助言等を行います。

### 4 社会参加

多様なニーズを持つ高齢者の生きがいづくりにつながるよう、社会参加の促進や文化・スポーツ活動、老人クラブ活動等を支援することで、地域社会で活躍できる機会を提供します。

#### (1) 社会参加の支援

今後、更なる高齢化が進展する中、老人クラブ会員の高齢化や、会員数の減少が進んでおり、加入を促進するため、老人クラブ指導者の養成や、老人クラブ連合会の活性化の推進を図り、地域での活躍の場を増やすとともに、地域と老人クラブが協働して行う事業を検討します。

#### (2) 文化学習、スポーツ活動の推進

健康で充実した日常生活を送る一助としての「シルバースポーツ大会」や「シルバー作品展」などについて、主催する社会福祉協議会と協働して充実を図ります。

#### (3) 生きがいづくりの促進

趣味やスポーツ、文化など、生涯学習活動の促進を図るとともに、地域のイベントや若い世代との交流など高齢者が積極的に社会参加できる機会の拡充に努めます。

## 5 尊厳と社会的包摂

成年後見人制度の申立て手続きや高齢者虐待、消費者被害の防止等の対応に取り組むため、関連する施策・事業の活用や消費生活センターなど関係機関との連携を図りながら、対象者等への相談・支援を行います。

### (1) 相談体制等の充実

地域包括支援センターにおける相談体制の充実や町民を対象とした成年後見制度等に関する広報活動、身寄りのない方の支援など、権利擁護を積極的に進めます。

### (2) 権利擁護・財産保全体制の確立

高齢者の中で判断能力が不十分で財産管理が十分にできない方や、家庭や施設の中で権利侵害を受けている方、詐欺や悪徳商法の被害にあわれる方などの増加が予測されるため、その方たちの権利を擁護する体制づくりを進めます。

### (3) 高齢者虐待防止の体制整備

高齢者の虐待案件や権利擁護施策に迅速かつ適切に対応するため、関係団体等との連携・ネットワークづくりについて検討します。

## 6 住民参加と雇用

子どもから高齢者まで、すべての住民が区別なく安心して過ごせる町となるように、住民と地域と行政とが一体となったシステムを構築し、互いの協働・連携を図り、地域福祉の充実に努めます。

### (1) 地域福祉活動への参加促進

今後の地域活動の援護者として福祉ボランティアの育成を推進し、活動を支援します。また、福祉ボランティアグループを含む福祉関係団体が、相互に連携できるようネットワークの確立を支援するとともに、各団体の活動内容を把握し、町も含めた相互間の情報交換や事業などにおける協働の可能性を検討します。

### (2) 就業の支援

いわゆる「団塊の世代」など、多くの定年退職した方たちが培ってきた豊富な経験や知識、技能を活かし、地域社会に還元し、次世代へ継承することができるよう、世代間交流の場や機会の充実に図ります。また、各種情報提供とシルバー人材センターを通じた、高齢者への就業支援の充実に図ります。

## 7 コミュニケーションと情報

認知症状に応じて、適時・適切に医療・介護サービスが提供される体制や、見守り体制の構築、町民や医療・介護関係者の対応力向上のための取組みを推進します。

### (1) 普及啓発の推進

認知症状の進行に合わせて受けられる様々なサービスや情報をまとめた「認知症ケアパス」や簡単に認知症のチェックができる「認知症チェックリスト」の作成など、認知症への理解を深めるための普及啓発を推進します。

### (2) 見守り体制の構築

認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る理解者・応援者としての認知症サポーターを養成するとともに、外出後に戻れなく可能性のある認知症の高齢者を、地域で見守るネットワークの拡充等について検討します。

### (3) 介護家族者への支援

認知症の方やその家族が地域の中で孤立することなく、安心して気軽にかけられる居場所や相談体制を構築します。

## 8 地域社会の支援と保健サービス

団塊の世代が75歳に到達する2025年を目途に、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で、その人らしい生き方が尊重され、自立した生活を続けられるよう、関係団体等と連携・協働した「地域包括ケアシステム」の確立を目指します。

### (1) 高齢者の暮らしを支える地域づくり

民生委員・児童委員、区会、ボランティア団体など、様々な地域資源と連携し、支援が必要な人の早期発見や見守りの仕組みづくりに取り組みます。併せて、地域における課題や住民ニーズを把握するとともに、解決に向けた仕組みづくりを検討します。

### (2) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターが、地域包括ケアシステムの中心的な役割を担う機関として機能するよう機能の強化を図ります。

### **(3) 在宅医療・介護連携の推進**

医療・介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えるため、医療と介護の連携の強化に努め、一体的に提供できる体制を目指します。

### **(4) 認知症施策の推進**

認知症の容態の変化に応じて、適時・適切に切れ目なく、保健・医療・福祉サービスが提供される体制の構築や、地域と医療・介護関係者の認知症対応力の向上のための取組みを推進します。

### **(5) 生活支援体制整備の推進**

ひとり暮らしや高齢者夫婦などの増加に伴う生活支援サービスの必要性を踏まえ、地域のニーズや資源等を把握した上で、多様な主体による生活支援サービスを提供できるよう生活支援コーディネーターや協議体の活動を通じての体制整備を図ります。

### **(6) 健康相談等の充実**

高齢者の多様なニーズに応じた生活機能の低下防止のための相談体制の充実を図るため、生活機能が低下傾向にある方や、その家族が気軽に相談できる窓口を設置するとともに、訪問による必要な助言・指導を行う体制を整えます。